

第3章 地震災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の促進

第2編第3章第1節「災害復旧事業の促進」の定めるところによる。

第2節 災害復旧事業に対する財政援助および資金計画

第2編第3章第2節「災害復旧事業に対する財政援助および資金計画」の定めるところによる。

第3節 金融その他の資金対策

第2編第3章第3節「金融その他の資金対策」の定めるところによる。

第4節 被災者の生活確保に関する計画

第2編第3章第4節「被災者の生活確保に関する計画」の定めるところによる。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

第2編第3章第5節「激甚災害の指定に関する計画」の定めるところによる。